




①建築物（建築物に附属する垣、さく、へいを除く。）の新築、増築又は改築

対 象	景 観 形 成 基 準
敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ、壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めましょう。</li> <li>・ 敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置しましょう。</li> <li>・ 道路に面した部分に駐車スペース等の空地を設ける場合は、歴史街道の雰囲気や周囲に配慮した舗装、植栽や塀等により修景しましょう。</li> </ul>  <p>■ 東海道の街並み</p>
形 態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態としましょう。</li> <li>・ 原則として、勾配のある屋根とし、適度な軒の出を確保しましょう。</li> <li>・ 周辺の建築物と調和した屋根（勾配や向き）等とし、連続した街並みを乱さないよう努めましょう。</li> <li>・ 太陽光発電設備等を屋根の上や壁面などに設置する場合は、道路などの公共空間から望見できる場所には設置しないよう努めましょう。やむを得ず、道路などの公共空間から望見できる場所に設置する場合は、屋根や壁面と一体的な形態としましょう。</li> <li>・ 勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備等のパネルが当該屋根の外縁部より外側にはみ出さないものとし、屋根に密着させましょう。</li> <li>・ 陸屋根に別途設置する場合は、パネルの最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退させましょう。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとしましょう。</li> <li>・ 壁面に設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側にパネルがはみ出ないようにしましょう。</li> <li>・ 屋上に設ける設備は、できる限り目立たない位置に設けるとともに、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮しましょう。ただし、これによるのが難しい場合は、目隠し措置を講じるなど修景措置を図りましょう。</li> </ul>  <p>■ 中山道及び東海道における代表的な屋根の形態・勾配の例 26.57°</p>  <p>■ 屋根と一体的な形態の太陽光発電設備の例</p>

対 象	景 観 形 成 基 準												
意 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮しましょう。</li> <li>・大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めましょう。</li> <li>・周辺の伝統的建築物の様式を継承した意匠としましょう。ただし、これによるのが難しい場合はこれを模したものとしましょう。</li> <li>・太陽光発電設備等を屋根の上や壁面などに設置する場合は、その他の屋根材又は外壁材の意匠や周辺環境と調和したまとまりのあるデザインにしましょう。</li> </ul>												
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、できる限り落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図りましょう。</li> <li>・外観及び屋根の基調色は、次の色彩の基準に配慮しましょう。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="552 741 1439 1019"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 741 935 813">有彩色 (マンセル値による)</th> <th data-bbox="935 741 1185 813">明 度 (下限値)</th> <th data-bbox="1185 741 1439 813">彩 度 (上限値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 813 935 882">R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相<sup>※1</sup></td> <td data-bbox="935 813 1185 882">3以上</td> <td data-bbox="1185 813 1439 882">6以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 882 935 952">その他 (緑・青・紫系)の色相<sup>※1</sup></td> <td data-bbox="935 882 1185 952">3以上</td> <td data-bbox="1185 882 1439 952">3以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 952 935 1019">無彩色</td> <td data-bbox="935 952 1185 1019">3以上</td> <td data-bbox="1185 952 1439 1019">—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 屋根の基調色については、彩度のみとします。</li> <li>⇒ しっくい、紅柄などの自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合は、この限りではありません。</li> <li>・太陽光発電設備等のパネルは、黒又は濃紺若しくは彩度2以下で低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとしましょう。</li> <li>⇒ パネルが設置される屋根や壁面と調和すると認められる場合は、この限りではありません。</li> <li>・太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩としましょう。</li> <li>・外壁に設置する場合は、他の外壁についても、パネルおよび周辺景観と調和した色彩となるよう配慮しましょう。</li> <li>・色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を考慮しましょう。</li> <li>・周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう考慮しましょう。</li> </ul> <div data-bbox="1059 1111 1439 1438" data-label="Image"> <p>■ 中山道及び東海道における代表的な紅柄の例</p>  </div> <p>※1：色相：色の三属性の1つ。赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）などの色名によって特徴付けられる。当基準では、基本の5色にそれぞれの中間色（橙・黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）・赤紫（RP））を加え、10色相を基本とする。</p>	有彩色 (マンセル値による)	明 度 (下限値)	彩 度 (上限値)	R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相 <sup>※1</sup>	3以上	6以下	その他 (緑・青・紫系)の色相 <sup>※1</sup>	3以上	3以下	無彩色	3以上	—
有彩色 (マンセル値による)	明 度 (下限値)	彩 度 (上限値)											
R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相 <sup>※1</sup>	3以上	6以下											
その他 (緑・青・紫系)の色相 <sup>※1</sup>	3以上	3以下											
無彩色	3以上	—											

対 象	景 観 形 成 基 準	
素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観になじみ、耐久性及び耐候性に優れた素材を使用しましょう。</li> <li>・ 冷たさを感じさせる素材又は反射光のある素材を壁面などの大部分にわたって使用することは避けましょう。</li> <li>・ 周辺の建築物に用いられている素材若しくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮しましょう。</li> </ul>	
敷 地 の 緑 化 措 置 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内の空地は、できる限り緑化措置を講じるとともに、適切な管理に努めましょう。</li> <li>・ 特に前面に駐車場を設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）を設けるなど、自らの創意工夫による景観への配慮が感じられるように設けましょう。</li> <li>・ 敷地面積が1 ha 以上のもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）は、原則として、それらの敷地面積の20%以上を、敷地面積が1 ha 未満のものについては、敷地面積から建築面積を引いた面積の20%以上を緑化しましょう。</li> <li>・ 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成、周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行いましょ。</li> <li>・ 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種に配慮しましょう。</li> </ul>	<p data-bbox="1102 501 1406 555">■ 中山道及び東海道に見られる敷地の緑化措置の例</p>  <p data-bbox="823 1122 1145 1149">■ 駐車場における緑化の配慮の例</p> 
樹 木 等 の 保 全 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内に生育する樹林については、できる限り残しましょう。ただし、やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめるとともに、地域の植生に配慮しつつ、代替植生に努めましょう。</li> <li>・ 樹姿や樹勢が優れた既存の樹木は、できる限り修景に活かし、やむを得ない場合は、移植の適否を判断し、周辺に移植しましょう。</li> </ul>	

**②次に掲げる工作物の新築、増築又は改築**

(原則として、建築物の新築、増築又は改築の基準に準じる。)

ア) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他給水に関する施設

アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設、石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

彫像その他これに類するもの(ただし、芸術作品展など一時的に設置するものを除く。)

メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

対 象	景 観 形 成 基 準
基 本 的 事 項	・原則として、それぞれ該当する「栗東市景観計画区域」の景観形成基準に配慮しましょう。

イ) 汚水又は廃水を処理する施設

対 象	景 観 形 成 基 準
敷地内における位置	・原則として、煙突又はごみ焼却施設などに関する「栗東市景観計画区域」の景観形成基準に配慮しましょう。
形態・意匠・色彩	・周辺の景観に威圧感、圧迫感を与えないすっきりとした形態、高さ、意匠とし、周辺景観と調和するように配慮しましょう。 ・平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮するなどデザインを工夫しましょう。
敷地の緑化措置等	・敷地外周部は、特に緑化を図り、道路などの公共空間から見えないように配慮しましょう。 ・道路から後退してできる空地は、特に緑化に努めましょう。 ・常緑の中高木をとり入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮しましょう。 ・敷地内に生育する樹林や樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り保全するとともに、優れた樹木は積極的に修景に活かしましょう。 ・建築行為に支障がある樹木は、移植の適否を判断し、できる限り周辺に移植するとともに、十分な管理と樹勢の回復に努めましょう。 ・植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種に配慮しましょう。

ウ) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)


対 象	景 観 形 成 基 準
基 本 的 事 項	・送電線鉄塔及びその電線路については、原則として、該当する「栗東市景観計画区域」の景観形成基準に配慮しましょう。
敷地内における位置	・鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないものとしましょう。ただし、やむを得ず設置する場合は、道路からできる限り後退し、極力目立たない位置となるよう配慮しましょう。 ・電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、道路の路面には設置しないよう配慮しましょう。ただし、これによることが難しい場合は、極力目立たない位置となるよう配慮しましょう。

エ) 太陽光発電設備その他これらに類するもの

■具体的なイメージ図	
対 象	景 観 形 成 基 準
敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備やその付属設備などを設ける場合は、できる限り道路などの公共空間から見えない場所に配置するとともに、周辺の建築物や景観との調和を図りましょう。</li> <li>やむを得ず、道路などの公共空間から望見できる場所に設置する場合は、敷地境界線からできる限り後退させるとともに、できるだけ目立たない位置に設けましょう。特に道路境界線については、道路への威圧感や圧迫感を軽減させるため、高さや位置に配慮した積極的な緑化や修景措置を行いましょう。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限りすっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和するよう配慮しましょう。</li> </ul>
外壁に付帯する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部に設ける配管類は、外壁面に露出させないよう配慮しましょう。</li> <li>露出を抑えることが難しい場合やデザインとしてあえて露出する場合は、壁面と同一の色調化、建物と一体的なデザイン、その他の修景や積極的な緑化などに配慮しましょう。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備等のパネルは、黒又は濃紺若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものにしましょう。(パネルの色に対してはマンセル表色系の基準は適用しません。)</li> <li>付属設備は、周辺景観と調和した色彩としましょう。</li> <li>建築物の色彩に関する基準に配慮しましょう。</li> </ul>
敷地の緑化措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路への威圧感や圧迫感を軽減させるため、高さや位置に配慮した積極的な緑化や修景措置を行いましょう。</li> <li>特に平面型の太陽光発電設備等を設置する場合は、生垣等の植栽による目隠し措置を講じましょう。</li> <li>常緑の中高木をとり入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮しましょう。</li> <li>敷地内に生育する樹林や樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り保全するとともに、優れた樹木は積極的に修景に活かしましょう。</li> <li>建築行為に支障がある樹木は、移植の適否を判断し、できる限り周辺に移植するとともに、十分な管理と樹勢の回復に努めましょう。</li> </ul>
敷地の緑化措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積が1ha以上のもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)は、原則として、それらの敷地面積の20%以上を緑化しましょう。</li> <li>植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種に配慮しましょう。</li> </ul>



オ) 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの

景 観 形 成 基 準	
<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺景観及び敷地内の状況に調和した形態及び意匠としましょう。</li><li>・特に、中山道及び東海道に面して設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）や板塀、土塀などを基本とし、自らの創意工夫による景観への配慮が感じられるように設けましょう。</li><li>・けばけばしい色彩とせず、できる限り落ち着いた色彩とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図りましょう。</li></ul>	<p>■東海道に見られる板塀の例</p> 

カ) 擁壁

景 観 形 成 基 準
<ul style="list-style-type: none"><li>・道路に面して設ける場合は、できる限り低いものにしましょう。</li><li>・できる限り石材などの自然素材を用い、これによることが難しい場合はこれを模したものとしましょう。</li><li>・ただし、歴史街道に面して設ける場合で、これらの素材を用いることが難しい場合は、擁壁の前面に緑地を設けるなど、積極的に修景緑化を施しましょう。</li></ul>

③建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

景 観 形 成 基 準
<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更は、それぞれ該当する建築物等の敷地内における位置及び敷地の緑化措置の基準、建築物等の形態、意匠及び素材の基準に配慮しましょう。</li></ul>


④木竹の伐採

景 観 形 成 基 準
<ul style="list-style-type: none"><li>・伐採は、できる限り小規模にとどめましょう。</li><li>・道路から見える樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り伐採せずにその周辺に移植するとともに、移植後は十分な管理と樹勢の回復に努めましょう。</li><li>・高さ又は枝張り 10m以上の大きな樹木は、原則として伐採しないよう配慮しましょう。</li><li>・伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じましょう。</li></ul>

### ⑤屋外における物件の堆積

対 象	景 観 形 成 基 準
敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界線からできる限り後退しましょう。</li> <li>原則として、後退の距離は、敷地境界線から2 m以上としましょう。</li> <li>道路又はその他の公共の場から容易に見えない位置に集積又は貯蔵しましょう。ただし、これによることが難しい場合は、敷地外周部に高さや位置に配慮した積極的な緑化や修景措置を行いましょう。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>遮へい措置を要するものの集積又は貯蔵の高さは、できる限り低いものにしましょう。</li> <li>事務所における原材料・製品、スクラップ等又は建設工事等における資材等の集積又は貯蔵は、外部から容易に見えないよう敷地外周部に遮へい措置を施しましょう。特に、道路に面する部分は、できる限り常緑の中高木で遮へい措置を講じましょう。</li> <li>農林水産物、商品の展示場等は、物品を整然と集積又は貯蔵し、その敷地周囲に修景のための植栽を行いましょう。</li> </ul>
敷地の緑化措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>常緑の中高木をとり入れた修景緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう配慮しましょう。</li> <li>敷地内に生育する樹林については、できる限り残しましょう。ただし、やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめるとともに、地域の植生に配慮しつつ、代替植生に努めましょう。</li> <li>樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を積極的に修景に活かしましょう。</li> <li>建築行為に支障がある場合などは、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植するとともに、十分な管理と樹勢の回復に努めましょう。</li> <li>植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種としましょう。</li> </ul>

### ⑥土地の形質の変更

景 観 形 成 基 準	
<ul style="list-style-type: none"> <li>樹姿又は樹勢が優れた樹木及び樹林がある場合は、できる限り保全しましょう。</li> <li>のり面は、周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木及び中高木の植栽により緑化に努めましょう。ただし、これによることが難しい場合は、石材等の自然素材を用い、これらの素材を使用することができない場合は、これを模したものを我们用いましょう。</li> <li>造成等に係る切土及び盛土の量は、できる限り少なくし、のり面整形は土羽によるものとしましょう。ただし、やむを得ず擁壁などの構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとし、積極的な緑化を行いましょう。</li> <li>駐車場を設置する場合は、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間にならないように配慮しましょう。ただし、これによることが難しい場合は、道路などの公共空間から見えないう、植栽による遮へい措置を講じましょう。</li> <li>広場、運動場その他これらに類するもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）を設置する場合であって、その敷地面積が1 ha以上のものは、敷地面積の20%以上を緑化し、道路などの公共空間に面する部分は中高木を取り入れた緑化を行いましょう。</li> </ul>	<div data-bbox="1056 1572 1433 1899"> <p>■中山道及び東海道に見られる 駐車場の敷地外周部緑化の例</p>  </div>